

巻総合高等学校いじめ防止基本方針

1 目的

生徒に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことの大切さについて意識啓発するとともに、学校組織としていじめ防止に向けた取組を推進する。そのために、常設委員会として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

2 いじめ防止対策委員会

(1) 委員構成

委員会は、校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、不登校担当教員、各学年主任、スクールカウンセラーで構成し、委員長はいじめ対策推進教員を充てるものとする。

(2) 委員会の機能

いじめ防止対策委員会は、いじめ防止に向けて、以下の機能を果たすものとする。

- ①悩みを抱える生徒の状況について把握し、情報共有を行う
- ②アンケート時期や内容を検討し、いじめ実態調査を適切に実施する
- ③いじめの認知を判断し、認知した場合は速やかに対応する
- ④重大事態は「疑い」が生じた段階で調査を開始し、直ちに県教育委員会へ報告する
- ⑤認知後の初期対応において、いじめ行動の背景や心情について把握する
- ⑥いじめの分析と評価を実施し、適切な対応策を提案する
- ⑦いじめの「解消」について、継続的に見守る
- ⑧いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する

3 いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。

4 いじめの態様

- ①冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ⑧パソコン携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる
- ⑨生徒本人は知らずにいるが、インターネット上で悪口を書かれている

5 いじめの認知に係る情報収集

教職員は、日頃から生徒の様子や変化を注意深く観察し、以下の方法によりいじめ認知に係る情報を得た際は、速やかにいじめ防止対策委員会に報告すること。

- ①教職員が発見
- ②スクールカウンセラー等が発見
- ③アンケート調査など
- ④本人または保護者からの訴え
- ⑤他の生徒または他の保護者からの情報
- ⑥地域住民からの情報
- ⑦警察等関係機関からの情報
- ⑧その他（匿名による投書など）

6 重大事案防止に向けた取り組み

教職員は、日頃から以下の内容について取り組む。

- ①全校集会等を活用して、命を大切にする教育を推進する
- ②生徒の悩みや不安を把握し、生徒に寄り添う生徒指導をする
- ③生徒の様子や変化を注意深く観察し、組織として情報共有する
- ④生徒に「あきらめずに助けを求めること」を伝える
- ⑤生徒に「悩み相談窓口」の周知と活用を指導する
- ⑥警察・スクールロイヤー等外部機関との連携を図る

7 いじめ解消の二条件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8 いじめ未然防止に向けて

【発達支持的生徒指導】

- ・多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしないという意識を育てる
- ・生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通じて「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、日常においていじめに発展するおそれがある日常のトラブルの解決が図れるよう指導する
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う

【課題未然防止教育】

意識を持って学校の様々な教育活動に取り組めるよう、いじめ未然防止をはじめとした生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとして、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施する。具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育等を系統的に実施する。

9 いじめの早期発見に向けて

【課題早期発見対応】

- ・ いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識し、普段から生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする
- ・ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応し、全職員で情報を共有する
- ・ 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える
- ・ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める
- ・ 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする

10 いじめの早期解決に向けて

【困難課題対応的生徒指導】

- ・ いじめられている生徒を徹底的に守り通し、いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応する
- ・ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応し、定期的に情報共有する
- ・ いじめている生徒については、いじめに至る背景等を傾聴した上で、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめ行為をしないよう、学校組織としてしっかり指導する
- ・ 双方の保護者に対して、学校として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにする
- ・ いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する
- ・ いじめを認知した生徒が安心してその事実を学校に伝えられる環境づくりに取り組むとともに、伝えた生徒が被害に遭わないよう見守る
- ・ 解決した後も、再発する可能性を踏まえ、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・支援し、良好な人間関係の構築に努める